

## 職群班設置要綱の一部改正について

別表 班運営活動助成費等の支給基準

支 給 対 象	支 給 額
<p style="text-align: center;"><b>班運営会議助成費</b></p> <p style="text-align: center;">(年度内1回に限り助成する)</p>	<p>(1)出席者1人当たり500円。</p>
<p style="text-align: center;"><b>班運営活動助成費</b></p> <p>・年度内1回に限り助成する</p> <p>・構成員数は4月1日を基準日とする。</p>	<p>(1)構成員が5人以上10人以下の班に年額一律3,000円を支給する。</p> <p>(2)構成員が11人以上20人以下の班に年額一律6,000円を支給する。</p> <p>(3)構成員が21人以上30人以下の班に年額一律8,000円を支給する。</p> <p>(4)構成員が31人以上40人以下の班に年額一律10,000円を支給する。</p> <p>(5)構成員が41人以上の班に年額一律12,000円を支給する。</p>
<p>班リーダー及びサブリーダーの 会 議(招集・出席・運営)活動費</p> <p style="text-align: center;">(年度内2回に限り助成する)</p>	<p>(1)一人当たり1回1,000円。</p>

附則 この要綱は平成28年4月1日から施行する。